

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、コーポレート・ガバナンスの充実、企業価値を継続的に高めるためと株主や投資家をはじめとするステークホルダー(利害関係者)の信頼を得るために必要不可欠であると考えています。そのために次の3項目について強化に努めます。

- 1) 市場の急速な変化に対応できるよう意思決定の迅速化、業務執行の妥当性、効率性、透明性の向上を目指して経営機能を強化する。
- 2) コンプライアンス(企業倫理、法令順守)を徹底し、株主、従業員、取引先、顧客、債権者、そして、地域社会すべてのステークホルダーに対する社会的責任を十分果たせるように、内部統制上のシステムの整備に向けて経営のモニタリング機能を強化する。
- 3) 適切で公正なディスクロージャーとIR活動とおして、市場からの信頼を得ることに努める。開示情報の重要性の認識の下、適時開示の体制の整備に弛まぬ努力を注ぐ。また、決算説明会においては、経営トップ自ら出席し、市場との双方向の対話をおして経営に活かすことを図る。そのほか、当社の強みとするキャラクターの開発力や版權管理などあらゆる視点からの会社説明会を催すと同時に、個人向けにおいても、ホームページへのIR情報の掲載などの充実により、企業と株主、投資家のコミュニケーションの充実に努める。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 10%未満

【大株主の状況】

氏名または名称	所有株式数(株)	割合(%)
セガサミーホールディングス株式会社	12,326,800	13.98
光南商事株式会社	9,847,210	11.17
清川商事株式会社	6,791,408	7.70
株式会社三菱東京UFJ銀行	3,862,131	4.38
株式会社三井住友銀行	3,834,440	4.34
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	2,325,600	2.63
日本生命保険相互会社	2,083,480	2.36
株式会社みずほコーポレート銀行	1,852,280	2.10
辻 信太郎	1,803,254	2.04
辻 邦彦	1,691,030	1.91

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分 東京 第一部

決算期 3月

業種 卸売業

(連結)従業員数 1000人以上

(連結)売上高 100億円以上1000億円未満

親会社 なし

連結子会社数 10社以上50社未満

4. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態 監査役設置会社

【取締役関係】

取締役会の議長 社長
 取締役の人数 13名
 社外取締役の選任状況 選任している
 社外取締役の人数 1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(1)									
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	
花堂靖仁	学者										

1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b 他の関係会社出身である
- c 当該会社の株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者である
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

会社との関係(2)

氏名	適合項目に関する補足説明	当該社外取締役を選任している理由
花堂靖仁	早稲田大学大学院商学研究科教授	会計学およびインベスター・リレーションズの調査研究を通じて国際的な経営に精通していることから、また、当社アドバイザリーボードにおける実績より、今後当社のグローバル戦略の実践に向けて、同氏の豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に活かせるものと判断し選任しております。

その他社外取締役の主な活動に関する事項

平成20年6月の取締役就任以降に開催された取締役会14回のうち10回に出席しております。主に学識経験者としての発言を行っております。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無 設置している
 監査役の人数 4名

監査役と会計監査人の連携状況

監査役は会計監査人より監査報告及び監査に関する資料を受領し、重要事項について説明を求めかつ受けております。

監査役と内部監査部門の連携状況

監査役は、内部監査室と日次の情報交換を通じ連携の実をあげております。

社外監査役の選任状況 選任している
 社外監査役の人数 3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
大森 昭次	他の会社の出身者									
石川 道夫	弁護士									
竹内 康雄	税理士									

1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b その他の関係会社出身である
- c 当該会社の大株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものである
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

会社との関係(2)

氏名	適合項目に関する補足説明	当該社外監査役を選任している理由
大森 昭次	株式会社大森水晶 取締役会長	異なった業界の経営者からみた業務の監査
石川 道夫	下山法律事務所 所属(当社と顧問契約あり)	業務執行について法的な視点での監査
竹内 康雄	竹内税理事務所 所長(当社と顧問契約あり)	業務執行について税務的な視点での監査

その他社外監査役の主な活動に関する事項

平成20年4月から平成21年3月までの期間に開催された取締役会は22回で、大森昭次氏は11回、石川道夫氏は20回、そして、竹内康雄氏は12回出席しております。同期間における監査役会の開催は9回で、大森昭次氏は7回、石川道夫氏は9回、竹内康雄氏は9回出席しております。それぞれ専門的、客観的見地から積極的に質問、発言をいただいております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

平成14年度において、当社と当社グループの役職員が株主と同様の視点をもって当社企業価値の一層の向上が努められるようにストックオプション制度を導入いたしました。

ストックオプションの付与対象者 社内取締役、従業員、子会社の従業員

該当項目に関する補足説明

平成14年度において、株主と同様な視点に立って企業価値向上に努めることを目的として、原則その時点の当社と当社グループの役職員を対象に付与しました。

【取締役報酬関係】

開示手段 有価証券報告書、営業報告書(事業報告)

開示状況 全取締役の総額を開示

該当項目に関する補足説明

平成21年3月期における取締役の報酬等の内容は以下のとおりです。
 取締役 14名 273百万円 (うち社外取締役1名 5百万円)

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役・監査役の専従スタッフはおらず、総務部員が兼務しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項

業務執行に係わる意思決定機能であり、代表取締役の監督機関でもある取締役会は、監査役出席のもと原則毎月1回開催され、重要事項は全て付議、または報告されています。取締役候補の指名については取締役会で行われ、株主総会において選任されます。取締役の報酬については、株主総会にて定められた総枠の範囲内で運営しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	従来より集中日を避けて開催しております。
その他	株主総会当日に当社グループが経営するテーマパーク「サンリオピューロランド」を株主様及び同伴者様向けに営業、株主総会は近隣のホールで午後から開催しております。また、従来より、株主総会終了後は代表取締役社長による事業の概況や今後の方針等の説明を行っております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	年1回 時期は不定期	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年2回 第2四半期と本決算期	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	年1回 欧州、北米、アジア地域にそれぞれIR担当役員、もしくはIR室スタッフによる投資家訪問、スモールミーティングを実施	あり
IR資料のホームページ掲載	開示情報(和文・英文)、決算短信(和文・英文)、有価証券報告書、半期報告書、決算説明会資料(和文・英文)、海外IR用説明資料(英文のみ)	あり
IRに関する部署(担当者)の設置	IR室 スタッフ3名、他に海外専任の担当1名(海外在住) 合計4名	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社の企業理念でもある「感謝」「思いやり」の気持ちをもって、「みんな仲良く」しましょう。…という気持ちから病気や災害で大変な目にあわれた方々の慰問等に、当社のキャラクターが出かけて行きます。

内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、法令・定款に適合し、かつ、業務の適正を確保するために、以下のとおり内部統制体制を整備・運営し、継続的な改善に努めております。

1. 取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

- (1) サンリオ・コンプライアンス憲章を始めとするコンプライアンス体制に係る規程を取締役および使用人が法令・定款および社会規範を遵守した行動をとるための行動規範とする。
- (2) サンリオ合同コンプライアンス委員会は、サンリオ合同コンプライアンス委員会規程に基づき、当社取締役を委員長とし、当社およびサンリオグループ全体のコンプライアンス体制の整備、徹底を図る他、公益通報者保護規程に基づき運営されるホットライン等を活用して問題点の把握に努める。
- (3) コンプライアンスに係る問題については、サンリオ合同コンプライアンス委員会がこれを審議し、その結果を取締役会および監査役会に報告する。
- (4) 内部監査室は、サンリオ合同コンプライアンス委員会と連携の上、サンリオグループ全体のコンプライアンスの状況を監査し、その結果を取締役会および監査役会に報告する。
- (5) 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会勢力および団体とは一切関係を持たず、毅然とした態度で対応する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する事項

- (1) 取締役会議事録、稟議決裁書その他その職務の執行に係る情報(文書または電磁的な記録を含む。以下、文書等という)は、「文書保管規程および保存規程の定めるところに従い、適切に保存し、管理されるものとする。
- (2) 取締役および監査役は、常時これらの文書等を閲覧できるものとする。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) コンプライアンス、環境、災害、品質、情報セキュリティ、輸出入管理等に係るリスクについては、総務担当取締役を委員長とするリスク管理委員会にて組織横断的リスク状況の監視および全社的対応を行うものとする。リスク管理委員会は、業務分掌規程その他の社内規程に基づき、リスクカテゴリー毎に主管部門を定め、または委員会を設置し、当該主管部門または委員会が、当該カテゴリーのリスク管理情報の収集・分析、規則、ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行うものとする。不測の事態が発生した場合には、社長を本部長とする対策本部を設置し、情報連絡チームおよび顧問弁護士等を含むチームを組織し迅速な対応を行い、損害の拡大を防止しこれを最小限に止める体制を整える。
- (2) 取締役会の決定に基づく業務執行については、業務分掌規程、権限規程において、それぞれの責任、執行手続きの詳細について定めることとする。
- (3) 内部監査室は、グループ全体および各部門におけるリスク管理の状況を監査し、その結果を取締役会および監査役会に報告する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 職務権限・意思決定ルールについては、取締役会規則、組織・職制規程、業務分掌規程、権限規程、稟議規程、その他の社内規程に定めるところに従う。
- (2) 取締役会は、取締役、使用人が共有する全社的な目標を定め、各部門担当取締役は、その目標達成のために、各部門の具体的目標および会社の権限分配・意思決定ルールに基づく権限分配を含めた効率的な達成の方法を定める。取締役会は必要に応じてITなどを活用して、定期的に進捗状況をレビューし、改善を促すことを内容とし、全社的な業務の効率化を実現する体制を構築する。
- (3) 取締役会の決定に基づく業務の効率的な執行については、業務分掌規程、権限規程において、それぞれの責任者およびその責任、執行手続きの詳細について定めることとする。

5. 当会社および子会社ならぬ企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社およびグループ各社における内部統制の構築を目指し、当社総務担当取締役を統括責任者とする内部統制プロジェクト運営委員会にて、当社グループ全体の内部統制を網羅的・総合的に管理し、当社およびグループ各社間での内部統制に関する協議、情報の共有化、指示・要請の伝達等が効率的に行われるシステムを含む体制を構築する。
- (2) 当社における各部門担当取締役およびグループ各社社長は、各部門の適正な業務執行を確保する内部統制の確立と運用の権限と責任を有する。
- (3) 当社の内部監査室は、当社およびグループ各社の内部監査を実施し、その結果を当社総務担当取締役およびグループ各社の各部門担当取締役に報告し、総務担当取締役は必要に応じて、内部統制の改善策の指導、実施の支援・助言を行う。

6. 監査役職務を補助すべき使用人に関する体制並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

- (1) 監査役は、監査業務を補助すべき者が必要であると認めるときは、内部監査室その他使用人の中から若干名を指名して、監査業務に必要な事項を命令することができるものとする。
- (2) 監査役より監査業務に必要な命令を受けた使用人はその命令に関して、当該部門を担当する取締役等の指揮命令を受けないものとする。
- (3) 現に監査業務を補助する使用人の人事異動については、人事担当取締役は、監査役会の同意を事前に得るものとする。

7. 取締役および使用人が監査役会に報告するための体制その他の監査役会への報告に関する体制

- (1) 取締役および使用人が監査役会に対して法定の事項(会社法第357条)に加え、当社および当社グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、コンプライアンス・ホットラインによる通報状況およびその内容をすみやかに報告する。前記に関わらず、監査役は必要に応じて、取締役および使用人に対して報告を求めることができるものとする。
- (2) 報告の方法(報告者、報告受領者、報告時期等)については、取締役と監査役会との協議により決定する方法によるものとする。

8. その他監査役会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役は、取締役会、予算会議、幹部会その他の重要な業務執行の会議に出席し、必要に応じて説明を求めることができるものとする。
- (2) 代表取締役は、監査役会と可能な限り会合を持ち、業務報告とは別に会社運営に関する意見の交換などを通じて、意思の疎通を図るよう努めるものとする。
- (3) 各部門担当取締役および使用人は、監査役が行うヒアリングに対し、積極的に協力する。
- (4) 監査役会が、必要に応じて独自に専門の弁護士、会計士等を雇用し、監査業務に関する助言を受ける機会を保障する。

9. 内部統制システムの継続的改善

取締役会は、前各号の内部統制システムを含む内部統制システムの継続的な整備、改善に努めるものとする。

10. 財務報告の適正性を確保するための体制

財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するために必要な内部統制の整備・運用を推進する。

その他

1. 買収防衛に関する事項

買収防衛策を予め定めるものではありませんが、基本方針は以下のとおりです。
当社は経営の基本理念である「ソーシャル・コミュニケーション」の精神に基づく「思いやり」と「友情」の思いを込めたキャラクター商品とアニメ等のキャラクターコンテンツを通して世界中を「仲良く」でいっぱいすることを全社一丸となり目指しております。当社の基本的行動指針は、「人の嫌がること決してしない」、「争いからは何も生まれない」、「常に思いやりと感謝の気持ちで対応する」こととあります。国内外においてサンリオブランドは、このような世界観の中で築かれているものと考えております。この考え方を、世界中に広めるために協力して下さる企業や仲間が増えることは当社の望むところであり、しかしながら、そのような当社に対して、「当社の財務および事業の方針の決定を支配する者」を意図する者が現れた場合には、以下3点を基本方針として対応いたします。

- 1) まずは相手の真意を確かめること
- 2) 上記の当社の基本的な考え方を理解していただくことに努めること
- 3) 以上について、充分期間を設けて、適宜開示して広く株主を始めとするステークホルダーの意見を聞くこと……を基本方針といたします。

具体的には、当社株式の大量取得を目的とする買付行為(または買収提案)が行われる場合、それに応じるか否かは最終的に株主の判断に委ねられるべきものと考えており、それが当社の企業価値を高め株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。ただし、大量な株式を買付ける者の中には、目的、手法からみて明らかに企業価値、もしくは株主の共同利益を損なうものもあります。たとえば、目先の利益を優先した当社の財産の切り売り等による重要な資産の流出、当社企業ブランドを損なう事業へのキャラクター資産の利用、コンプライアンス欠如によるキャラクターのイメージダウン等があります。

このような買付け行為が行われる場合には、株主の皆様から当社の経営を負託された者の責務として、当該買付者の事業内容や将来の事業計画並びに過去の投資行動や当該買付の進め方等から当該買付行為が当社の企業価値および株主共同の利益に与える影響を慎重に検討し判断すると共に、株主の皆様と十分な情報開示に努める必要があると認識しております。

現在、当社株式についてかかる買付行為に係る具体的な脅威が生じているわけではなく、また当社としてそのような買付者が出現した場合の具体的な取組み(いわゆる「買収防衛策」)を予め定めるものではありません。

しかし、当社としては当社株式の取引や株主の異動状況等を常に注視すると共に、有事への対応に備えたプランを策定し、かかる買付行為を企図する者が出現した場合には直ちに、法令および当社の定款によって許容される範囲内において当社として最も適切と考えられる措置を講じる所存です。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

平成17年9月より以下の2氏によるアドバイザリーボードを設置しております。

早稲田大学大学院	教授	花堂 靖仁
株式会社バソナグループ	代表取締役社長	南部 靖之

